

茅ヶ崎市立病院の診療記録の開示について

趣旨

インフォームド・コンセント（正しい情報を伝えられた上での合意）の理念に基づき、診療内容を患者さんに積極的に提供することにより、医療従事者と患者さん等とが診療内容を共有し、共同して疾病を克服し、両者のより良い信頼関係を築き、より質の高い開かれた医療を目指すことを目的とするものです。

診療記録の範囲

診療録、処方箋、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、退院した患者さんに係わる入院期間中の診療経過の要約、その他診療の過程で患者さんの身体状況、病状等について作成、記録された書面、画像等の一切をいいます。（他の医療機関等や第三者が作成したものは含みません。）なお、原則として、診療記録の保存期間は、最終来院日から 5 年間です。

請求できる人

- (1) 患者本人
- (2) 患者本人以外の者
 - ア 患者に法定代理人がいる場合には法定代理人 ただし、満 15 歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認めることができる。
 - イ 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
 - ウ 患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者
 - エ 患者本人が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者
 - オ 患者本人が請求できない容態又は既に死亡している場合は、その配偶者、子、父母及びこれに準ずる者（これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む。）

請求に関する手順

受付時間：平日（土曜・日曜・祭日除く）8：30～17：00

受付場所：1 階受付（2～3 番窓口）

- (1) 病院指定の請求書に必要事項を記入し、身分を明らかにする書類（健康保険証・運転免許証等）を提出又は提示してください。ただし、患者本人以外の者が請求する場合は、請求者の身分を明らかにする書類以外に請求資格を証明する書類（戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の写し又は委任状等のいずれか 1 つ）を併せて提出してください。

* 申請の際、患者本人の診療券があると手続きがよりスムーズになります。

- (2) 請求書を受理した日から 2 週間前後で、請求者へ診療記録の開示の可否、範囲等を決定し、病院指定の回答書により通知します。

診療記録の開示に要する費用

診療記録の写しの交付に要する費用については請求者が負担するものとし、個人情報の保護に関する法律施行条例に規定する額とします。